保税タンクに蔵入れし、蔵出輸入する石油以外の貨物の検査鑑定について

蔵関第 218 号昭和 39 年 2 月 29 日改正 蔵関第 587 号昭和 61 年 6 月 6 日改正 蔵関第 331 号平成 6 年 3 月 31 日

〔決 定〕

提案のとおり処理すること。

〔A 税関提案要旨〕

上記貨物、例えばアルキルベンゼン、ノルマルヘキサン、メチルアルコール、メチルイソブチルケトン、エチレングリコール等の数量及び価格については、「石油の数量査定及び価格について」(昭和34年2月12日蔵税第199号)を準用できる事項、すなわち同通ちよう(2)の(A)全量を一つのタンクに蔵入れし、蔵出輸入する場合、(B)数個の保税タンクに分割蔵入れし、蔵出輸入する場合、(C)数港に分割して蔵入れし、蔵出輸入する場合、それぞれに規定のある蔵入れ及び蔵出しの数量及び価格の取扱いを準用したい。

なお、数港に分割して輸入される場合において、仕入書整理用紙に記入する 必要のある実検数量は、最終港における数量調整等の便宜のうえからも、重量 単位による数量の記入(容量を基準とする取引の場合は容量を併記)を統一し て実施したい。